

事 務 連 絡

平成30年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

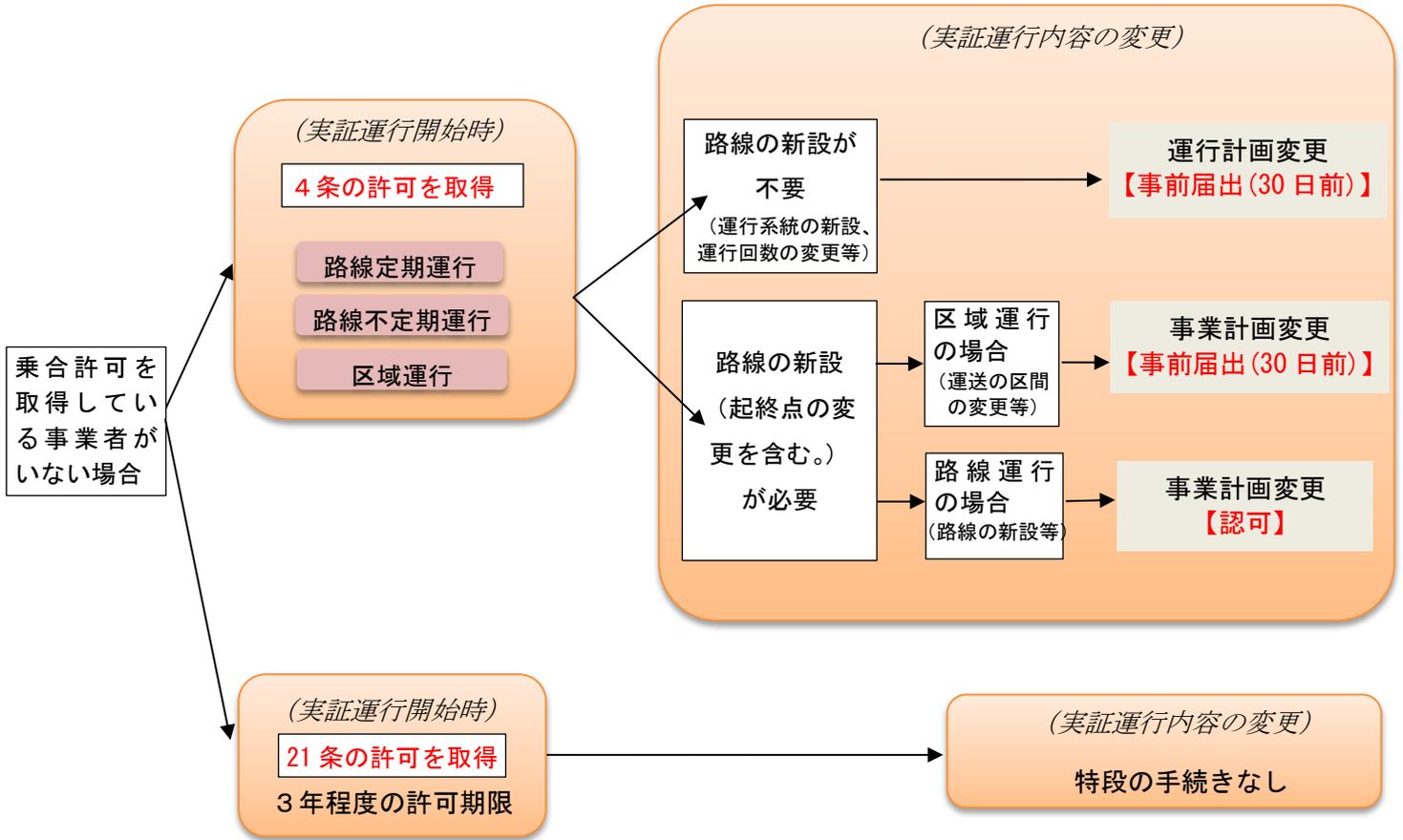
地方公共団体等が行うコミュニティバス等の実証実験の手続について

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）において、「地方公共団体等が行うコミュニティバス等の実証運行実験については、その円滑な実施に資するよう、一般乗合旅客自動車運送事業の許可（4条）を受けて実施する場合及び一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可（21条）を受けて実施する場合の具体的な手続の方法について、地方公共団体に平成30年中に周知する。」とされたところである。

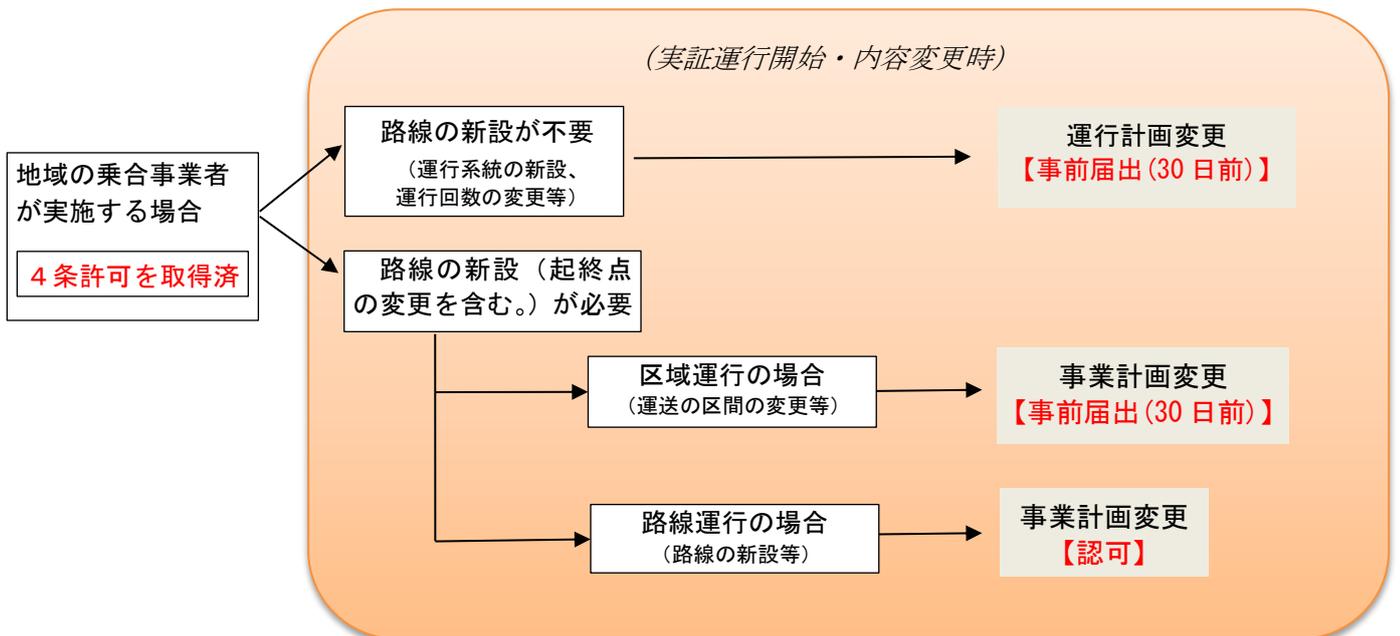
については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条及び同法第21条の具体的な手続の方法について別添のとおり示したので、関係地方自治体に周知されたい。

# 1. 実証実験を行う場合の主な手続フロー

## (地域に乗合事業者がない場合)



## (地域に乗合事業者がいる場合)



## 道路運送法第4条及び第21条の比較

### 2. 申請手続の比較

		道路運送法第4条	道路運送法第21条	
実証実験開始	許可申請	<b>【申請書記載事項】</b> ・路線又は営業区域 ・営業所の名称及び位置 ・営業所ごとに配置する自動車の数 ・事業計画 ・路線に関する事項 ・運行管理体制 <i>標準処理期間2か月～3か月</i>	<b>【申請書記載事項】</b> ・運送しようとする旅客 ・運送しようとする期日又は期間 ・運送しようとする区間又は区域 ・運行時刻(運行時刻を定めない者にあつては、運行する時間帯) ・使用する自動車の種別ごとの数 ・運送を必要とする理由 <i>標準処理期間2か月</i>	
	運行計画 事前届出	・運行系統ごとの運行回数 ・始発・終発の時間 <i>30日前までに届出</i>	上記申請の範囲内であれば、 変更の際は手続不要	
変更等	事業計画	認可		・路線新設又は延長 ・車庫の位置又は収容能力の変更 ・車両サイズの増大 <i>標準処理期間2か月～3か月</i>
		事前届出		・路線の休止又は廃止 <i>30日前又は6か月前までに届出</i>
運行計画 事前届出	・運行系統の変更 ・運行系統ごとの運行回数の変更 ・始発及び終発の時刻の変更 <i>30日前までに届出</i>			

※路線系統の変更:路線の始点と終点を変えずに、経由地等を変更する場合

※路線の始点又は終点を変えて、新たな始点、終点を設定する場合、路線の新設又は延長及び廃止が必要になる。